

# 役員等報酬および費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑生会（以下「法人」という。）の役員、評議員および評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

## (報酬)

第2条 法人の役員等に対する報酬の額は別表1とする。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

(1) 理事の報酬総額	年額 金 20,000,000 円
(2) 監事の報酬総額	年額 金 0 円
(3) 評議員の報酬総額	年額 金 1,000,000 円
(4) 評議員選任・解任委員の報酬総額	年額 金 0 円

## (支給日)

第3条 役員等の報酬は、毎月26日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

## (費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席した場合は、日当として金5,000円を支払う。

2 役員等が、職務のため出張した場合は、その出張について費用弁償として旅費規程に基づき、旅費を支給する。

## (改定)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成26年05月20日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年04月01日から施行する。
- 3 この規程は、平成28年07月05日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年04月01日から施行する。
- 5 この規程は、平成29年06月13日から施行する。

別表 1

区 分		報酬の額
理事	常勤	月額 600,000 円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000 円
評議員	法人・施設業務のための出勤	日額 10,000 円